

淀川水系流域委員会 第7回利水・水需要管理部会 結果概要

開催日時：平成18年6月25日（日）13:35～16:30

場 所：国立京都国際会館 ROOM E

参加者数：委員10名、河川管理者（指定席）13名
一般傍聴者（マスコミ含む）28名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告の概要
3. 審議の概要
 - ① 平成17年度事業進捗状況の点検について
 - ② 水需要管理に向けて
4. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

- ・事業進捗点検への意見があれば、部会作業検討会（6/27）までに庶務に提出する。難しい場合は、6/30までに意見を提出する。

2. 報告の概要

庶務より、報告資料1～4を用いて、「前回委員会以降の部会検討会の経過報告」と「利水・水需要管理部会に係わるこれまでの意見整理」について報告がなされた。

3. 審議の概要

① 平成17年度事業進捗状況の点検について

河川管理者より、審議資料1-1「平成17年度事業進捗状況報告」を用いて、利水に関連する事業について説明がなされた後、委員との質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り。

○利水-1-1 利水者の水需要の精査確認

- ・利水事業者が必要水源量を算定する際に、河川管理者が示した利水安全度を採用するかどうかは、利水事業者の判断によるのか。それとも河川管理者からの強制なのか。

←河川管理者としては「現時点でこういう状況である」という情報（利水安全度）を提供している。どの程度の水源量を確保しておくかという最終的な判断は、利水事業者としての判断だ（河川管理者）。

←利水安全度を示した河川管理者の責任として、利水安全度の計算根拠や条件を示すべきだ。

○利水-1-2 水利権の見直しと用途間転用

- ・ダム使用权の譲渡について質問をしたい（審議資料1-1 P20）。ダム使用权譲渡には負担金等の

清算が必要になるということだが、具体的にどのような取り決めがあるのか。また、これまでにダム使用权の譲渡が行われたことはあるのか。

←特定多目的ダム法でダムの使用权が設定されており、この中で「ダム使用权は譲渡できる」とされている。この法律に基づいて使用权の譲渡が行われることになるが、こういった額で譲渡するかについては、ダム毎に協議しないといけないことなので、実際にやってみないと分からない。なお、近畿ではダム使用权の譲渡は行われたことはない。他の流域についてはわからない（河川管理者）。

←他流域で行われていれば、データを見せて欲しい。

- ・水利権の用途間転用にあたっては、河川管理者の許可が得られれば、転用する側と転用される側の費用負担に関する話し合いだけで転用できるのか。福岡市の農業用水から都市用水への転用の際には補償がなされたように思う。

←あくまでも費用負担に限って言えば、当事者間の話し合いですむ。原則としては、他用途で水が使われる場合は、いったん河川管理者に返して、新規に申請するという手続きになる（河川管理者）。

- ・大阪府が持っている工業用水の水利権を大阪府の上水に転用する場合は、当事者が同じ大阪府なので当事者間の調整の必要はなく、河川管理者が判断を下すだけでよいのか。

←同じ大阪府であっても、事業主体は別のはずなので、譲渡の際の手続きが必要になる。少なくとも「転用する側」と「転用される側」の調整が必要になるほか、譲渡によって他地域に影響が及ばないかどうかという視点も必要になってくる。これが用途間転用の難しさを生み出している要因でもある（河川管理者）。

- ・利水事業者は、水需要抑制に向かって努力をしている一方で、一般財源から補填されないと赤字が出る上、琵琶湖の償還が始まり、コスト負担が増大している。この結果、水道料金は高くなり、大口水道利用者は自ら水源を確保し、公共水道から離れていっている。この状況を受けて利水事業者も「新しい水源確保はもう必要ない」という方向に進んでいる。河川管理者はこの方向を止めないように、前向きに一緒に努力をして欲しい。河川法には用途間転用の手続きの簡素化について記述されている。河川管理者には、用途間転用の手続きを簡素化するための努力をして欲しい（部会長）。

○利水-1-3 既設水源開発施設の再編と運用の見直し

- ・日吉ダムの確保流量見直しの説明（審議資料 1-1 P21）の中で河川管理者が使っている「渇水」の定義を教えて欲しい。また、日吉ダムのかんがい期確保流量を「6.46m³/s→5.00m³/s」に見直した際に、どの流量を減らしたのか。かんがい期確保流量を減らした際、誰かに負担を強いた等の不都合はあったのか。

←「渇水」の厳密な定義はない。河川管理者が用いている「渇水」とは、ダムの水位が下がりはじめ、あらかじめ早く対応しなければならない「渇水的な状況」のことであり、これまでの河川管理者としての経験則による判断だ。日吉ダムの確保流量見直しの際には、農業用水を減らしたが、利水者の了解を得て見直しを決定したので、大きな障害が起きたわ

けではない（河川管理者）。

- ・日吉ダムの確保流量見直しは、的確に行われており、評価したい。渇水調整会議を通して行われたと思うが、見直しのための定型化されたルールはあるのか。

←ルールはなく、その都度、利水者の協力を得て進めている（河川管理者）。

- ・かんがい期確保流量の見直しによって、平成 15～17 年は渇水が回避できたのか。また、他のダムでも渇水が起きた場合には確保流量の見直しが行われるのか。

←日吉ダムでは平成 15～17 年は取水制限を行っていない。他のダムでは確保流量の見直しは行われていない。日吉ダムは、完成した直後から毎年のように取水制限に至るような状況になったため、かんがい期確保流量の見直しを行った（河川管理者）。

○利水-1-4 渇水対策会議の改正を調整

- ・「関係機関との今後の渇水対策会議のあり方に関する意見交換会」（審議資料 1-1 P24）の多くが非公開で開催されている理由は何か。

←淀川水系全体での意見交換会（H16. 3. 29）の中で、非公開の方向性が決定したと認識しているが、理由についてはわかりかねるので、今後何らかの形で返答したい（河川管理者）。

② 水需要管理に向けて

部会長より、審議資料 2 「水需要管理に向けて」（仮題）の執筆・編集方針「たたき台」の説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

- ・流域委員会は提言の中で水需要管理が必要な理由を「河川の流量はもともと有限であり、取水量にも河川環境からの制約がある」と述べ、「水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理へと転換する必要がある」とした。ただ、これだけではまだまだ甘いと感じている。河川からの取水をできるだけ抑制していく必要がある。また、瀬切れを起こさないようにダムから補給するという考え方があるが、瀬切れは自然の状態でも発生していたはずだ。瀬切れ解消のためにダムから補給するという考え方はどうなのか。水需要管理は流域委員会が提案した従来の考え方とは全く違った理念だが、第 2 次流域委員会では水需要管理の中身に関する議論が十分にはできていない。議論をしていかないといけないと思っている。

←そういった点を含めてたたき台目次を作成した。今後たたき台を作成していきたい（部会長）。

- ・「治水・利水・環境」の三つが同等で扱われているが、最近は違うと思っている。ベースは環境にあり、治水・利水が環境に及ぼす影響をある範囲内にとどめないといけないのではないか。その範囲は環境の復元力によると思うので、ぜひ究明をして欲しい。
- ・水需要管理と利水管理は違うような気がするので、統一していかないといけない。また、水循環の観点が抜けているのでどう位置付けていくかを検討する必要がある。
- ・規則と運用は違っている（例：琵琶湖水位と渇水調整会議の開催）。報告書「水需要管理に向けて」では、現状と問題点を切り分けて、現状の運用についても評価していく必要がある。
- ・ダム群の中に淀川大堰は含まれているのか。淀川大堰は非常に重要なので、ダム群に含めて検討して欲しい。

- ・総合的な管理が必要であれば、「水需要管理」ではなく、「水需給総合管理」ではないか。水需要管理の概念について委員会として合意しておく必要がある。また、住民側のリスクや河川行政側の瑕疵リスクについても明示した方がよい。行政が言っている環境は、「治水・利水・環境」の環境であり、流域委員会が考える環境とは違っている。整理しておいた方がよいだろう。

←やはり「水需給総合管理」ではなく、「水需要管理」だ。ただし、「水需要管理」の決まった概念があるわけではないので、これから検討していくことになる。これまでの利水は、使いたいだけ使えるように水を供給していくというやり方だった。これを反省して、需要を管理する。使いたいだけ使えるようにするのではなく、適正な需要に向けた管理を実現していく。供給を主体とした管理から需要を主体とした管理に変えていくということだが、今のところ理念にすぎない。この理念をどう具体化していくのか。流域委員会の考え方を示し、問題提起をしていく必要がある。

- ・誰のための水需要管理なのか。「現在の人間のためなのか」等の視点が必要になってくる。また、住民の考え方をどう反映させるのかという視点も必要になってくる。農業水文的な発想ではなく、理学水文的な発想から出発して利水を考えて欲しい。水収支が基本的になっていくだろう。
- ・河川管理者としての水需要の考え方は、基礎案で「琵琶湖の水位低下を抑制して河川の豊かな流れを回復することを目的とし」と明記している（河川管理者）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ、3名から発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・利水安全度の根拠を河川管理者に求めるのは当然だが、それだけでは不十分だ。従来の渇水対策会議で取水制限の対象になったのは実績取水量であり、水利権量ではない。いつ変更されたのか。河川法には、渇水時には利水者相互に譲り合って対処しなさいという法文がある。その辺りがはっきりしないと大阪府は根拠のはっきりしない利水安全度に基づいて水需要予測を行ったことになる。今後、仮に水利権量に対して取水制限をするということになると、他の利水者はこれまでよりも被害を受けるということになる。逆に、水利権量と実績が大きくかけ離れている大阪府は、渇水時には水が使い切れない事態を招くことになる。流域委員会は、これらについても河川管理者に説明を求めていかななくてはならない。
- ・異常渇水時には河川法でうたわれている互助の精神で融通し合うという形だったが、昨年、大阪府は利水安全度に縛られた変則的な水需要予測を行った。この機会に利水安全度の関するデータを河川管理者に要求し、より突っ込んだ議論をして欲しい。大阪府の水需要予測が悪しき先例になり、他地域に波及していく可能性も考えられる。
- ・淀川河川事務所のHPでは整備内容シートが公開されている。こういったことについても委員会に報告すべきだ。また、4月に環境基本計画が閣議決定されたが、これについても国交省が示すべきだ。日吉ダムの確保水量見直しは、もともと降雨の少ないところに建設したことが原因だ。ダム撤去についても検討していくべきだ。

以上